



# 労基署便り

令和5年度 No.11

大河原労働基準監督署



## ◎ 令和6年労働災害発生状況（1月）

新型コロナウイルス感染症によるものを除き R5 及び R6 を掲載しています。

	大河原署管内			宮城局管内		
	R5	R6	前年比	R5	R6	前年比
<b>製造業 計</b>	0	3	3	8	16	8
食料品製造業	0	0		4	5	1
機械金属製造業	0	0		2	5	3
<b>建設業 計</b>	0	0		9 (1)	8	-1(-1)
土木工事業	0	0		4	2	-2
建築工事業	0	0		2	4	2
その他の建設	0	0		3 (1)	2	-1(-1)
<b>運輸交通業 計</b>	2	0	-2	18	20	2
陸上貨物運送業	0	0		15	18	3
<b>商業</b>	4	1	-3	13 (1)	20	7(-1)
<b>社会福祉施設</b>	1	0	-1	6	9	3
<b>全産業</b>	11	6	-5	73 (2)	94	21(-2)

※1 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数／※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。／※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和5年1月において、事故の型別の多いものから① 転倒50%、② 墜落・転落33%、③ 切れ・こすれ17%の順。

## 令和6年4月1日以降の時間外労働上限規制について

働き方改革がはじまり、まもなく5年となります。働き方改革関連法により改正された労働基準法が順次施行され、現在、時間外労働について36協定で締結できる上限時間が原則として月45時間（1年単位の変形労働時間制の場合は月42時間）、年360時間（年320時間）以内となっています。

臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合に特別条項を締結する場合でも、以下の規制がかかっております。

- \* 時間外労働は年720時間以内
- \* 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月が限度
- \* 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- \* 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均が  
いずれも1月あたり80時間以内

令和6年3月31日までは、これらの時間外労働の上限規制は、**建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師**には適用が猶予されていますが、**本年4月1日以降を起算日とする36協定には上限規制が適用されます。**（P3参照）これに伴い、36協定の届出様式も変更となりますので、ご注意ください。

# 令和6年4月1日以降を起算日とする36協定の届出様式について



厚生労働省ホームページ「主要様式ダウンロードコーナー」より  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html)

## 時間外労働・休日労働に関する協定届の様式

電子媒体でご覧の場合「リンク」をご利用ください

	様式	手続き	根拠	リンク	QRコード
令和六年四月一日以降の変更はありません。	様式9号	限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合 (一般条項)	労働基準法第36条第1項 労働基準法施行規則第16条第1項	<a href="#">WORD</a>	
	様式9号の2	限度時間を超えて、時間外・休日労働を行わせる場合 (特別条項)		<a href="#">WORD</a>	
	様式9号の3	新技術・新商品等の研究開発業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合		<a href="#">WORD</a>	
(令和六年四月一日以降を起算日とする三六協定で使用してください。)	様式9号の3の2	<b>【建設事業(災害時における復旧及び復興の事業)を含む場合】</b> 限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合(一般条項)	労働基準法第139条(労働基準法第36条第1項の読み替え) 労働基準法施行規則第70条第1項(令和6年4月以降適用)	<a href="#">WORD</a>	
	様式9号の3の3	<b>【建設事業(災害時における復旧及び復興の事業)を含む場合】</b> 限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合(特別条項)		<a href="#">WORD</a>	
	様式9号の3の4	<b>【自動車運転の業務を含む場合】</b> 限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合(一般条項)	労働基準法第140条(労働基準法第36条第1項の読み替え) 労働基準法施行規則第70条第1項(令和6年4月以降適用)	<a href="#">WORD</a>	
	様式9号の3の5	<b>【自動車運転の業務を含む場合】</b> 限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合(特別条項)		<a href="#">WORD</a>	
	様式9号の4	<b>【特定医師を含む場合】</b> 限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合	労働基準法第141条(労働基準法第36条第1項の読み替え) 労働基準法施行規則第70条第1項(令和6年4月以降適用)	<a href="#">WORD</a>	
	様式9号の5	<b>【特定医師を含む場合】</b> 限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合		<a href="#">WORD</a>	

\*特定医師とは、病院もしくは診療所で勤務する医師(医療を受けるものに対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。)または介護老人保健施設もしくは介護医療院において勤務する医師を指す。

## 時間外労働の上限規制について

法定労働時間を超えて、または、法定休日に労働させる場合には、時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ることが手続きとして必要です。

36協定を締結する場合の時間外労働の上限規制は、原則として  
 時間外労働は、月 45 時間以内、年 360 時間以内  
 臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間以内  
 単月 100 時間 未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間以内（休日労働含む）  
 が限度です。

令和 6 年 3 月 31 日まで猶予となっている事業・業務については、次のとおり同年 4 月 1 日から上限規制が適用されます。

36 協定の有効期間を確認しましょう。

### 4 月 1 日以降に時間外労働上限規制が適用される事業・業務

<b>建設事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。</li> <li>・ 災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内とする規制は適用されません。</li> </ul>
<b>自動車運転の業務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別条項付き 36 協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が 960 時間となります。</li> <li>・ 時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内とする規制は適用されません。</li> <li>・ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>
<b>医業に従事する医師</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別条項付 36 協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限は最大 1860 時間となりますが、特別条項付き 36 協定を締結する場合、                      A 水準、連携 B 水準では、年 960 時間（休日労働含む）                      B 水準、C 水準では、年 1,860 時間（休日労働含む）                      となります。                      これらの範囲であっても、個人に対する時間外・休日労働時間の上限として副業・兼業先の労働時間も通算して、時間外・休日労働を、A 水準では、年 960 時間/月 100 時間未満（例外的につき 100 時間未満の上限が適用されない場合がある） B・連携 B 水準・C 水準では、年 1,860 時間/月 100 時間未満（例外的に月 100 時間未満の上限が適用されない場合がある）とする必要があります。</li> <li>・ 時間外労働と休日労働の合計について、月 100 時間未満、2～6 か月平均 80 時間以内とする規制は適用されません。</li> <li>・ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 か月までとする規制は適用されません。</li> </ul>

# 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が 型式検定等の対象機械に追加されました

厚生労働省では、平成26年に防じん用の電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格を定め、型式検定の対象としてきましたが、**防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具(防毒用電動ファン付き呼吸用保護具)**が型式検定等の対象となりました。

この改正は、令和5年10月1日から施行・適用されます。

- ① 型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具は、2026年(令和8年)9月30日までしか使用できませんので、それまでに型式検定に合格したものに買い換えてください。(以下の経過措置を参照ください。)
- ② 防毒マスクの使用が義務付けられている作業場所等で、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具も使用することができるようになります。(防爆構造電気機械器具の型式検定を受けていないものは、爆発危険箇所では使用できません。)

## 経過措置(猶予期間)

**<2024年(令和6年)10月1日前に製造・輸入されたもの>**

型式検定に合格標章の表示が付されていないものは、2026年(令和8年)9月30日までしか使用できません。

	2022(令和4)年				2023(令和5)年				2024(令和6)年				2025(令和7)年				2026(令和8)年				2027(令和9)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正(令和5年政令第69号)					★公布(3/23)				★施行(10月1日)												
省令改正(令和5年厚生労働省令第29号)					★公布(3/27)				★施行(10月1日)												
①改正構造規格に基づく防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用、譲渡等又は型式検定に合格している防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用 (※1)、輸入・製造 <政令附則第1項>																					
②令和6年10月1日前に製造等され、改正構造規格に基づかない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間(※2) <政令附則第2項、省令附則第2条>																					×
③令和6年10月1日前に製造等され、型式検定に合格していない防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の使用が認められる猶予期間 <政令附則第3項、省令附則第2条>																					×

※1：施行後は、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第27条により規格を具備したものを使用しなければならず、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第44条の2第7項により型式検定を受けたものを使用しなければならない。  
 ※2：令和6年10月1日前に製造され、又は輸入されたものは、令和8年9月30日までの間は、安衛則第27条を適用しない。

## 電動ファン付き呼吸用保護具の種類

**面体形**

<半面形面体>



<全面形面体>



※半面形面体、全面形面体の写真は防毒用のもの。

**ルーズフィット形**



※フード、フェイスシールドの写真は防じん用のもの。

<フード>



<フェイスシールド>



**<型式検定合格標章の例>**

(呼吸用保護具本体用の合格標章)

国	(年)	検
型式検定合格番号		
(品名)	(種類)	

※本体の合格標章は概ね赤丸(●)部分に貼られています。

(吸収缶及び電動ファン用)

国	(年)	検
(品名)(種類)		
型式検定合格番号		

- > 型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。
- > 「国(年)検」部分に型式検定に合格した年から有効期間(5年)を過ぎているかを確認してください。
- > 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。



(厚生労働省 HP リーフレット)

発行：大河原労働基準監督署(TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。